

平成21年(行コ)第213号 八ッ場ダム公金支出差止等(住民訴訟)請求控訴事件

控訴人 深沢洋子ほか37名

被控訴人 東京都水道局長ほか4名

証 拠 説 明 書(甲B162～167)

2012(平成24)年1月27日

東京高等裁判所第5民事部 御中

控訴人代理人弁護士 高橋利明

同 弁護士 谷合周三

号 証	標 目	(原本・写の別)	作 成 年 月 日	作 成 者
甲B第162号証	回答－河川流出モデル・基本高水の 検証に関する学術的な評価－公開説明 明(質疑)－	写	平成23年(2011 年)9月28日	日本学術会議
	立 証 趣 旨			
	日本学術会議は、河川流出モデル・基本高水評価検討等分科会が中心となって作成した「回答」に対する一般からの質疑に対する公開説明会を、平成23年9月28日に開催した。この「公開説明(質疑)」は、その際に配布された説明資料である。この資料には、「回答」には記述されていなかった、国交省作成の「氾濫流量推計報告書」(甲B第158号証)に対する評価が示され、「確かなデータがない中では氾濫の議論は不可能」などとされている。また、中規模洪水で得られたパラメーターで、2倍以上の規模の洪水の流出計算を行うという技法は、「世界的にも未解決の課題です」と記述されている。こうした事実を証する。			
号 証	標 目	(原本・写の別)	作 成 年 月 日	作 成 者
甲B第163号証	公開説明会「河川流出モデル・基本高 水の検証に関する学術的な評価」議事 録	写	平成23年12月	日本学術会議
	立 証 趣 旨			
	日本学術会議が、平成23年9月28日に開催した公開説明会の議事録である。学術会議の「回答」に対しては、数多くの疑問や質問が提出された。学術会議は、これらの質問に対しては、基本的にすべての項目に対応したが、計算流量と実績流量との乖離については「回答」以上の説明はなし得ず、むしろ、国交省の氾濫説との違いについて説明が果たせない事実が明らかになり、さらに、カスリーン台風の実績流量については、国交省の申し出をそのまま鵜呑みにした事実も明らかになり、氾濫の実情や洪水の実体面からの調査は何一つ行われていない事実も明らかになった。また、中規模洪水で得られたパラメーターでその2倍以上の大規模洪水を再現することは学会でも未確認な技法であることを、より鮮明に印象づけたものである。学術会議側の答弁で、学術会議が行った作業は、未確認な技法による机上の再現計算であったことが明らかになった意義は小さくない。			

号 証	標 目	(原本・ 写の別)	作 成 年 月 日	作 成 者
甲B第164号証	関良基意見書	原本	H24.1.15	関良基
	立 証 趣 旨			
	<p>先に提出した関意見書(甲B第146号証)で用いられた流出計算モデル、国交省の新モデルをベースにして、奥利根流域及び烏川流域だけについて、最終流出率を「0.7」したものであり、この計算手法によってカスリーン台風洪水の計算ピーク流量は毎秒1万6663m³であるとの鑑定意見であった。しかし、その意見書には中規模洪水についての検証結果までは伴っていなかった。その後の関准教授の引き続きの検討によって、この度、中規模10洪水の再現計算が行われた。その成果がこの「関新意見書」である。それによると、関准教授は、国交省の新モデル方式の再現計算については、ほぼ同省の再現計算値に近い値で再現計算が可能となった。このことは、関准教授は、国交省の新モデルによる流出計算手法を修得したことを意味する。その上で、関准教授は、先の意見書(甲B第146号証)と同様の手法により、奥利根流域と烏川流域の最終流出率を「0.7」として10洪水の再現計算を行った。その結果、国交省の計算精度を超えて実績流量に近似する値で再現ができた。国交省が構築し、学会会議が追認した流出計算モデルよりも再現性が高いのである。控訴人は、先の関意見書(甲B第146号証)と新意見書により、関流出計算モデルの信頼性と相当性を主張し、この方式によって計算されたカスリーン台風洪水の計算上のピーク流量・毎秒1万6600m³台であることを主張し、これを立証する。</p>			
甲B第165号証	依 頼 状	写	H23.1.13	国土交通省河川局長
	立 証 趣 旨			
	<p>国土交通省河川局長から、日本学術会議宛に発した、流出計算モデルの構築と基本高水についての検証を依頼した依頼状である。</p>			
甲B第166号証	第9回分科会配布補足資料「資料2」	写	H23.6.8	国土交通省
	立 証 趣 旨			
	<p>国交省が作成した中規模洪水のデータで大規模洪水の再現計算を行った際には、ピーク流量が過大に計算されることを示した資料である。そして、この資料は、立川委員が、9月28日の説明会で、「この資料は国土交通省で、中規模洪水でk、pを推定して、それを用いて大洪水を設定したとき、どのようなピーク流量になるかということを試算された結果です。この結果を見ますと、中規模洪水で計算したときのk、pを使うと、少し洪水流量を過大に評価するという傾向が見えます。」との解説を行った際のデータである。第9準備書面の「第5の3」で論じている。</p>			
甲B第167号証	利根川の基本高水の検証について		平成23年9月	同上
	立 証 趣 旨			
	<p>国交省は現行モデルに基づいて主要な洪水の再現計算を行っているが、この「利根川の基本高水の検証について」には、流域面積や各洪水の再現計算で用いたパラメーターが記述されている。控訴人は、第9準備書面「第6」で、流域貯留量の計算を行っているが、この基礎データを本資料から得ている。</p>			